

入札説明書

「岩手県営内丸駐車場除排雪業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 岩手県営内丸駐車場除排雪業務委託
- (2) 仕様等 別添仕様書による
- (3) 委託期間 令和6年12月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託場所 岩手県営内丸駐車場（岩手県盛岡市内丸9番5号）

2 入札参加者資格

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札の日において、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業許可を有するとともに、令和4・5・6年度における岩手県が発注する庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の名簿に、清掃（道路・公園等）の資格者として登載されている者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定

の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を令和6年10月21日（月）から令和6年10月31日（木）の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに14(2)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加者は、提出した書類について知事から説明を求められた場合には、説明しなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 入札参加資格確認書類

（ア） 誓約書（様式2）

（イ） 事業税（県税）の納税証明書（直近決算期に係るもの）の写し

（ウ） 建設業許可通知書（許可期間の存するもの）の写し

（エ） 庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加資格を証する書面の写し

ウ 業務履行等誓約書（様式3）

エ 建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書の写し（他の任意の労災補償制度に加入している場合は、その加入を証する書面の写し）

(2) 申請書及び関係資料は県土整備企画室において審査するものとし、審査結果は令和6年11月11日（月）午後5時までにFAXにより通知する。

4 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和6年11月11日（月）午後5時までに14(2)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、入札参加者に対し令和6年11月14日（木）午後5時までにFAXにより送信する。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印しなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。

(3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出し

なければならない。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時：令和6年11月18日（月）午前10時00分

(2) 場所：岩手県盛岡市内丸10番1号 県庁8階 建築住宅課 入札室

なお、郵送の方法による入札参加については、書留郵便による郵送とし、14(2)の場所に令和6年11月15日（金）午後2時必着とする。

7 入札書に関する事項

入札書は別添（参考）の様式例によることとし、次のことを表示しなければならない。

(1) 入札年月日

(2) 頭書きに「入札書」であることを記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

(5) あて名は「岩手県知事」とする。

(6) 入札参加者住所、氏名及び印（委任された者が入札を行う場合は、委任者氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

(1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

(2) 入札参加者に求められた事項を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 指定の日時までには所定の場所に到達しなかった入札書

(4) 記名押印のない入札書

(5) 入札金額を訂正した入札書

(6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

(7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

(8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書

(9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書

(10) その他入札に関する事項に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

(1) 稼働時間1時間当たりの単価をすべて会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総価が最低の価格を

もって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に立ち会う者に関する事項

開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数に制限は設けないこととする。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として落札額の10分の1以上の額を契約前に納付しなければならない。ただし、次の場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ① 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合
 - ② 落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結した場合
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 落札者は、13(2)に係る確認のために、「契約の保証に係る届出書(別紙1)」を落札後速やかに県に提出するものとする。

この届出書の提出に当たっては、消費税の課税状況の確認のために、課税事業者にあつては、「課税事業者届出書(別紙2-1)」を、また、免税事業者にあつては、「免税事業者届出書(別紙2-2)」を併せて提出するものとする。

- (5) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の所在地及び名称
郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県県土整備部県土整備企画室管理担当 電話番号 019-629-5850